

○18番（宇野隆子議員） 日本共産党の宇野隆子です。

昨年10月から消費税10%の強行で経済成長率が大きく落ち込み、新型コロナウイルスの感染拡大が追い打ちをかけ、経営困難や不振が相次ぎ、観光や飲食業をはじめ、経済への打撃は深刻さを増すばかりです。

102兆円を超える過去最大規模の来年度予算案が衆院で可決されましたが、新型コロナウイルス対策には1円も計上されず、米国兵器の爆買いやカジノにはふんだんに税金をつぎ込む予算となっております。国民の暮らしや命が脅かされているとき、それを救い、支えるために税金が使われない、こんな逆立ちした税金の集め方、使い方は問題です。

新型コロナウイルス対応で、本市は2月26日、副市長を本部長とする新型コロナウイルス警戒本部を立ち上げました。私は、2月27日、新型コロナウイルス感染症対策に関する申し入れを市長に提出いたしました。その内容は、国、県とも連携し、公的情報を迅速に市民へ伝えるとともに、市として独自の情報把握に努め、インターネットを利用できない高齢者、市民にも確実に情報が届くよう徹底することなど、6項目の感染症予防対策の対策を求めました。よろしくお願いいたします。

安倍首相は2月27日に、独断で全国一律の全校の臨時休校を要請し、教育現場は大混乱となり、批判が続出しております。専門家の科学的知見を尊重し、現場で頑張っている先生方、また、働いている方々を信頼し、進めるべきです。

本市においても、3月2日から24日まで小中学校が臨時休校となり、一律休校が始まっております。全国では、学校、学童保育関係者は、準備に追われ、混乱し、保護者も子どももストレスがひどいなどの声が上がっております。また、さまざまなイベントが中止となるなど、今になって働く人たちに休みや自宅待機、親にも休校への対処を求めても、さらなる不安を招くだけです。休校を求めるならば、全ての職種に対する休業補償などの環境整備を政府の責任で行うべきです。

それでは、通告に基づいて一般質問を行います。

最初に、東海第2原発の再稼働問題について質問します。

1、周辺6市村の首長懇談会、原子力所在地域市長懇談会についてですが、この件について伺います。

2月18日、約1年ぶりに首長懇談会が開かれました。新聞報道によりますと、日本原電が今後の安全対策工事の進捗などを説明し、再稼働に向けた手続の1つである使用前検査にも触れたのに対し、首長側からは、稼働前、最終段階の使用前検査をめぐり、なし崩しにならないように、申請前に説明するように要望したとあります。

そこで、2点伺います。

1、安全対策工事が延期された理由なども含め、2月18日に話し合われた内容について伺います。

2点目、大久保市長がその席上で発言された内容について伺います。

（2）施設建設について伺います。

構内に工事事務所などが建設され、タワークレーンが設置されており、地域住民は本格的な工事が始まっていると受けとめております。新安全協定は、原子力施設及びこれと密接な関連を有する施設を新設し、増設し、変更し、または、これらに係る用地の取得をしようとするときは事前にその旨を説明するとともに、了解を得るものとするとしております。

そこで、①、施設建設がなし崩し的に進んでいるけれども、新安全協定との関係について伺います。

(3) 広域避難計画について伺います。

計画策定対象の14市町村のうち、策定したのは4市のみで、多くの自治体が策定に苦慮しております。本市は2018年1月に広域避難計画を策定しましたがけれども、見直しや追加をし、具体的な実施計画を作るとしてしております。アンケートや避難訓練を行う中で、実効性を高めていくと説明しておりますけれども、原子力災害は他の災害や事故とは全く異質であり、実際の事故を想定しての訓練などは不可能です。複合災害や起きる時刻によって、また避難の体制、気象条件などを想定した計画はまったく不可能です。ですから、実効性のある避難計画は作れないと言えます。また、避難先での生活を保障する計画也没有ありません。

そこで、②として、実効性のある避難計画は不可能であることについて、この認識を伺います。

現在の広域避難計画は、東海第2原発の再稼働を前提に策定しております。原子力防災計画による必要な避難計画は、再稼働の場合は30キロ圏内、14市町村、94万人が対象ですが、廃炉を決定し、核燃料を十分に冷却すれば、5キロ圏内、4市村、6万5,000人になります。また、廃炉を決定して、核燃料を全て乾式キャスクに貯蔵すれば、避難計画の必要はないということになっております。

そこで、②として、東海第2原発が再稼働しなければ、広域避難計画の範囲が異なることの認識について伺いたいと思います。

2番目に、災害からの復旧復興について。

(1) 台風19号の豪雨災害に対する復旧復興について伺います。

住宅や中小業者、農業に対して大きな被害をもたらした台風19号による豪雨が発生してから約5カ月がたちました。

そこで、1点目として、住宅や中小企業、農業被害などの復旧復興の現状について伺います。

昨年の台風19号において、甚大な被害が発生した久慈川水系における今後の治水対策の方向性として、久慈川、那珂川流域における関係機関、減災対策協議会、また、減災対策部会が連携して、久慈川緊急治水対策プロジェクトが発足いたしました。

プロジェクトの内容を見ますと、2本の柱からなっており、1、多重防御治水の推進、2、減災に向けたさらなる取り組みを推進していくとあります。

主な取り組みとして、河道内の土砂掘削、樹木伐採による水位低減、掘削道を活用した堤防の整備、浸水が想定される区域の土地利用制限、家屋移転、住宅のかさ上げなど、これらの取り組みを国県市町村が一体に、あるいは独自に実施主体になって推進することになっております。

そこで、②として、久慈川緊急治水対策プロジェクト（5カ年計画）の経過と今後の市のかか

わり方について伺います。

3番目に、国民健康保険税の引き下げについて伺います。

私は、国民健康保険税の引き下げを何度も求めてまいりました。国保税の引き下げを図ることは、同じ住民間で加入する医療保険の違いによって保険料が大幅に違う現状を是正し、平等化に近づけること、国保被保険者の暮らしと医療を守ること、国保制度の破綻を防ぎ、国民皆保険を守るという大きな意義を持つと思うからです。

国民健康保険については、他の健康保険、特に被用者保険と比べ、被保険者の所得が低いのに保険料は高いという構造的な問題を抱えております。国保税が高い要因は、職域保険での事業主負担がないこととともに、所得に無関係の均等割、世帯平等割がかかってくることです。生まれただけの赤ちゃんでも、被扶養者ではなく、被保険者となります。とりわけ均等割は、少子化対策にも逆行することは明らかです。

全国知事会は2014年、国保料を協会けんぽの保険料並みに引き下げるために1兆円の公費負担増を政府に要請しております。全国市長会、全国町村会なども国保の定率国庫負担の増額を政府に要望し続けています。

均等割、世帯平等割をなくせば、全国的に、ほぼ職域、健保並みに保険料を下げることができ、そのための財源が1兆円ということです。

一般会計からの繰り入れで、均等割の軽減に踏み出している自治体も生まれております。

本市でも3歳児までの均等割の免除を行って、均等割の負担軽減に踏み切ってほしいと思えますけれども、1点目、子どもの均等割の負担軽減について伺います。

②として、資産割の廃止について伺います。

2019年度の県内44市町村で資産割がないのは24、資産割があるのは20の市町村となっております。本市の資産割の廃止を求めます。

その理由としては、利益を生まない居住用等の資産にも課税されていること。資産割は固定資産税と重複課税との捉え方が強いこと。所得がない人にも資産割は課税されるため、低所得者層の負担となっていること。後期高齢者医療制度では資産割課税を採用していないことが主な理由です。

資産割の廃止について、ご見解を伺います。

4番目に、子どもの口腔の健康改善について伺います。

現在、子どもの貧困率は13.9%で、貧困状態の子どもは7人に1人で、ひとり親世帯は2人に1人に上ります。貧困は健康格差を生じさせます。

2019年8月5日の毎日新聞によりますと、東京大学の近藤尚己准教授らの研究から、生活保護受給世帯ではアレルギーや歯の病気がある割合が一般世帯の10倍以上になることが明らかになりました。

学校歯科治療調査によりますと、全国の学校歯科検診を受けた子どもたちの中で、要歯科受診と診断されたうち、未受診率は小学校で50.8%、中学校で65.3%、虫歯が10本以上あったり、歯の根っこしか残っていない未処置歯が何本もあつたりする状態の口腔崩壊と言われており

ますが、この口腔崩壊の子どもたちがいた学校の割合は、小学校で42.1%、中学校で33.5%という結果が報告されております。

共通して出されている理由は、保護者の関心の低さ、共働き、ひとり親など家庭環境、経済的理由、地理的に困難、本人の治療への忌避などで、複数の理由がかみ合っていることも指摘されております。

学校における健康診査は、潜在する疾病を早期に発見し、適切な処置を講ずることを目的としております。

2017年12月議会において、私は、子どもの歯科保健について取り上げ、学校歯科健診の結果の特徴、検診後のケア、歯科受診の実態、口腔ケアの推進について伺いましたけれども、現段階の子どもの口腔健康について2点伺います。

1点目は、学校歯科検診後の未受診と口腔崩壊の実態について伺います。

2点目は、口腔の健康改善についてですが、健康格差の是正は、関係する各担当課によるさまざまな施策との組み合わせによって推進していく必要もあると思っておりますけれども、教育委員会での口腔の健康改善について伺いたいと思っております。

5番目に、教員の1年単位の変形労働時間制について。

(1) 変形労働時間制の導入について伺います。

教員の長時間労働は依然として深刻で、過労による休職や痛ましい過労死が後を絶ちません。最近では教員志望の学生が減り始めております。教員の長時間労働の是正は日本の教育の現在と未来のかかった国民的課題だと思っております。

ところが、現場から、過労死が増える。教員を続けられなくなるという反対の声を押し切り、公立学校の教員を1年単位の変形労働時間制で働かせることを可能にする法律、「公立学校教員給与特別措置法」改正案が昨年12月4日、参院本会議で、与党など賛成多数で可決成立いたしました。国は2021年4月から制度を運用する予定です。ただし、都道府県の条例制定から個々の学校への導入までは、完全に選択制ということになっております。

1年単位の変形労働時間制とは、繁忙期に1日10時間労働まで可能として、閑散期と合わせて、平均で1日当たり8時間におさめるという制度です。しかし、人間の心、体は、繁忙期の疲労を夏休みまで、閑散期で回復できるようなにはなっておりません。1年単位の変形労働時間制は、人間の生理に合った1日8時間労働の原則を破る労働時間法制の改悪だと言えます。日々の労働時間の削減が課題なのに、このような制度で問題が解決するわけではありません。

1点目として、現段階での本市の教員の勤務と時間外勤務の実態について伺います。

教員の長時間過密労働改善のためには、教員を増やし、業務を削減すべきです。そして、「給与特別措置法」の残業代の不支給をやめること、「労働基準法」第37条の適用除外の削除、すなわち、時間外、休日及び深夜割り増し賃金の支払いが必要です。教員の願いは、子どもとかわること。授業時間のための仕事をしっかりと労働時間内に位置付けることです。

参議院文教委員会での参考人質疑では、現職の教員からこのような陳述があります。公教育の質がもはや保障できない。このように陳述がありました。私は、この問題のある制度を導入する

ことで長時間労働を是正できるとは思いません。本市において、1年単位の變形労働時間制、この条例を制定すべきではないと思えますけれども、②として、教育長のご見解を伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

○成井小太郎議長 答弁を求めます。市長。

〔大久保太一市長 登壇〕

○大久保太一市長 東海第2原発の再稼働問題についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、周辺6市村の首長懇談会について、2月18日に話し合われた内容及び私の発言した内容についてでございますが、新聞等の報道にもありますとおり、日本原電側から、安全対策工事の工期の延長と使用前検査につきまして説明がありましたが、会合は非公開で行われたこともありますことから、懇談会の内容及び私の発言内容につきましては答弁を控えさせていただきます。

次に、施設建設について、施設建設がなし崩し的に進んでいるが、新安全協定との関係についてのご質問でございます。

これまでもご答弁させていただきましたとおり、施設内に燃料棒が存在している限り、安全対策工事は必要であると認識をいたしております。安全対策工事を進めることと新安全協定に基づく再稼働の可否の判断は別問題でありまして、直結するものではございません。

○成井小太郎議長 総務部長。

〔綿引誠二総務部長 登壇〕

○綿引誠二総務部長 東海第2原発の再稼働問題におけます(3)の広域避難計画についての2点のご質問にお答えいたします。

初めに、実効性ある避難計画は不可能であることについての認識についてのご質問でございますが、発電用の原子炉を有する施設として認可されている施設が存在する以上、市民の安全と安心を守るためには、広域避難計画を策定し、より計画をより実効性のあるものとするは行政の務めであると考えております。そのため、本市におきましては、この計画に基づきまして、昨年3月にはじめて住民参加の広域避難訓練を実施するとともに、昨年10月には市内3,000世帯を対象といたしまして原子力災害時の避難等に関するアンケートを実施し、現在、それぞれの結果の検証並びに課題の抽出を進めておりまして、これらを実施計画に反映させまして、より実効性のある広域避難計画とすることによりまして、市民の安全と安心の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、東海第2原発が再稼働しなければ、広域避難計画の範囲が異なることの認識についてのご質問でございますが、東海第2原発につきましては発電用原子炉施設でありますことから、国の原子力規制委員会が定めました原子力災害対策指針によりまして、原子力災害対策重点区域の緊急防護措置を準備する区域、いわゆるUPZは、発電所からおおむね半径30キロを目安とすることが定められております。

本市は、そのほとんどがUPZの範囲内にあることから、国の防災基本計画等に基づき、広域避難計画を策定している状況でございます。

原子力災害対策指針には、発電用原子炉施設が廃止措置計画の認可を受け、かつ燃料が十分に冷却されたものと判断されれば、UPZがおおむね半径5キロと規定されておりますが、それがいつになるのかも見通せない現状でございますことから、市民の安全と安心を守るための広域避難計画は必要なものであると認識しております。

続きまして、質問項目の2点目の災害からの復旧復興における、(1)の台風19号の豪雨災害に対する復旧復興についてのご質問のうち、総務部関係のご質問についてお答えいたします。

初めに、①住宅、中小企業、農業被害の復旧復興の現状についてのご質問のうち、住宅の復旧復興の現状についてお答えいたします。

今回の台風19号におきましては、市内での住家の被害件数は、浸水、土砂、強風の被害によりまして、合わせて350棟に及んでおります。なお、この件数には空き家も含まれている数字でございます。

被災者が普段どおりの生活を取り戻すため、最も重要なことは住家の復旧でございます。これらの被災住家の復旧支援といたしまして、国におきましては、「災害救助法」に基づく応急修理制度、さらに、全壊、大規模半壊の世帯を対象といたしました、被災者生活再建支援金制度によりまして支援するとともに、本市におきましては、国の支援金の対象外となります半壊世帯を対象といたしまして、国の制度に基づく支援金支給制度を新たに創設するとともに、市の独自支援策といたしまして、住家等の修繕費用の一部を支援する被害対策支援金制度を創設いたしました。さらに、東日本大震災時よりもその支援内容をより充実させて、支援者支援に努めているところでございます。

これら支援制度の本年2月末の申請状況について申し上げますと、まず、住宅の応急修理制度につきましては、当初は、この制度は、被災から1カ月以内の工事完了という制度でございましたが、被災範囲が広域にわたりまして、工事業者の確保にも支障を来していた状況などから、申請期限を本年の1月10日まで延長しまして、さらに、工事の完了を3月末まで延長して対応することといたしまして、結果として97件の申請を受けまして、現在85件が工事を完了している状況でございます。

次に、国の被災者生活再建支援金制度につきましては、全壊判定世帯につきましては該当する7件全てにおきまして、大規模半壊判定世帯については該当33件のうち25件の申請が完了してございます。また、半壊世帯を対象といたしました県の制度に基づく支援金支給制度につきましては該当いたします164件のうち155件の申請が済んでおります。

なお、これら制度の未申請の方々につきましては、現在、住家の再建に当たりまして、被災住家を解体して、新築も検討しているということでございます。その方針が決定してから申請をするといった状況にあることを伺っているところでございます。

次に、市独自の被害対策支援金制度につきましては、申請件数は、住家については98件、物置等につきましては18件でございます。このうち、工事が完了いたしまして支給手続を終えたものは、住家については55件、物置等が7件となっている状況でございます。

この制度につきましては、申請期限を今月末までとしておりましたが、このような申請状況等

を踏まえまして、申請期限を本年9月末まで延長することで現在準備を進めているところでございます。

これらの被災者の支援状況につきましては、今年度から導入しております被災者生活再建システムにより、各種支援制度の利用状況、さらには進捗状況を把握することができておりますことから、支援制度の利用に漏れがないよう、今後も継続して対応していくこととしております。

続きまして、②の久慈川緊急治水対策プロジェクトの経過と市のかかわり方についてのご質問にお答えいたします。

今回の台風において、久慈川や里川が氾濫いたしまして、広範囲に浸水被害が発生したことを受けまして、昨年10月18日に被災地を現地視察いただきました赤羽国土交通大臣との意見交換の中で、早期の復旧復興の申し入れを行ったのははじめといたしまして、久慈川水系の恒久的、抜本的な治水対策につきまして、昨年11月19日に、流域の市町村とともに国土交通省及び関東地方整備局に対して緊急要望を行いまして、さらには、昨年11月28日には久慈川改修期成同盟会としての要望を行ってきているところでございます。

こうした状況の中で、関東地方整備局が中心となりまして、久慈川・那珂川減災対策協議会において、国土交通省、茨城県、流域市町村で構成する久慈川流域における減災対策部会が設置されまして、久慈川の治水対策についての協議が進められたところでございます。

この協議の中で、本市からの、国管理、県管理に関係なく、水系一貫の整備が必要であるといった要望をはじめ、市町村からの要望、意見を組み入れるとともに、県管理部分を国が権限代行により整備工事を実施することなどを含めた内容といたしまして、常陸河川国道事務所、水戸地方气象台、茨城県及び県管理区間となっております大子町も含む、久慈川流域6市町村が連携をいたしまして、久慈川緊急治水対策プロジェクトを取りまとめております。

本プロジェクトにつきましては、多重防御治水の推進と減災に向けたさらなる取り組みの推進という2つの取り組みを実施することで、社会被害の最小化を目指すというものでございます。

今後のかかわり方でございますが、現時点では、治水対策の方針は示されたところではございますが、実際の工事の箇所付けはこれからとなっております。

今後、このプロジェクトの方針に基づきまして、具体的な河川整備箇所の要望を行いますとともに、事業主体となります常陸河川国道事務所及び茨城県と連携を密にとりながら、治水対策の早期実現を目指して対応してまいりたいと考えております。

○成井小太郎議長 商工観光部長。

〔小瀧孝男商工観光部長 登壇〕

○小瀧孝男商工観光部長 台風19号の豪雨災害に対する復旧・復興についての中の中小企業の復旧・復興の現状についてのご質問にお答えいたします。

台風19号により、浸水等の直接被害を受けました市内中小企業等は、37事業所でございまして、被害総額は約4億2,000万円と推定しております。

2月末現在の状況であります。直接被害を受けた37事業所のうち32事業所が事業を再開し、2事業所が事業再開に向けて復旧作業を進めております。残りの3事業所につきましては、

このたびの被災により廃業もしくは廃業を検討している状況でございます。

また、被災企業等が国、県等から支援を受けている状況であります。事業再建に向けた機械設備の購入等に最大で100万円の補助が受けられる国の支援事業、被災小規模事業者再建事業持続化補助金については、1月17日が申請期限でありましたが、5事業所が申請され、すべて採択されております。

また、事業の再開や継続に必要な施設機械設備の整備に必要な経費4分の3が助成される、国が新たに創設しました被災中小企業復興支援事業、自治体連携型補助金につきましては、現在、5事業所が申請の意向で、申請期限の3月末までに申請できるよう市商工会と支援を図っているところでございます。

その他、事業資金の円滑化を図るための茨城県災害対策融資や市が県と連携し、事業再建に向けた資金調達を支援する信用保証料補助や利子補給などの支援策についても被災事業者等への周知、案内を行い、支援を図っているところでございます。

今後につきましても、引き続き県や市商工会等の関係機関と連携を図りまして、被災中小企業等の復旧復興を支援してまいります。

○成井小太郎議長 農政部長。

〔根本勝則農政部長 登壇〕

○根本勝則農政部長 台風19号の豪雨災害に対する復旧復興についてのご質問のうち、農業被害の復旧・復興の現状についてのご質問にお答えいたします。

初めに、農地等の復旧に係る国の災害復旧事業についてでございます。

復旧工事の面積は約34ヘクタール、事業費2億5,600万円、工事箇所が17カ所となっております。12月中旬の国の査定後に実施設計を行い、2月初旬に入札、業者との協議を経て、2月末から工事に着手してきたところでございます。

しかしながら、国の災害復旧事業は、被害の規模が大きい箇所であることや天候等による工事の遅れなどを考慮いたしますと、繰越事業とせざるを得ない箇所もございますことから、本年の作付が困難な箇所につきましては、現在、個々の農家にお知らせをしながら進めているところでございます。

次に、国の災害復旧事業に当たらない市の災害復旧事業でございますが、復旧工事の面積は約31ヘクタール、事業費2億8,400万円、工事箇所122カ所となっており、12月中旬から順次契約・発注を行っているところであり、現時点で91カ所、進捗率75%の工事が完了しており、3月末までに完了となる見込みでございます。

次に、1月の市議会臨時会で議決をいただきました農業の再建への支援策等の進捗状況についてお答えいたします。

まず、農業機械及び施設等への支援につきましては、要望のありました67名、413台の機械等につきまして、現在、国及び県において機械の買い替え等の妥当性についての協議が行われているところであり、3月中旬に、補助金の交付申請決定等がなされ、3月末から農家に対して、順次、補助を行ってまいります。



なお、農業機械等につきましては、農家の諸事情や被災した農機具によりましては買い替えの時期が4月以降になりますことも想定されますことから、次年度への繰り越しも考慮しながら対応してまいります。

次に、堆積した稲わらの搬出支援につきましては、現在、申請要望のあります3件について、また、保管米等の水没による営農再開支援につきましては、7件について、3月中旬に補助金の交付申請決定等を行い、今年度中に支払いまで完了する予定で進めているところでございます。

本市といたしましては、被害に遭われた農家の皆様のご理解とご協力をいただきながら、早期の復旧復興に向けて、引き続き、最優先課題として取り組んでまいりたいと存じます。

○成井小太郎議長 保健福祉部長。

〔岡部光洋保健福祉部長 登壇〕

○岡部光洋保健福祉部長 国民健康保険税の引き下げについて、2点のご質問にお答えいたします。

まず1点目の、子どもの均等割についてでございますが、国民健康保険事業運営に当たりましては、原則、被保険者の皆様からの保険税と公的補助金により運営をいたしております。

本市では、これまで、一般会計からの法定外繰り入れなどにより、保険税率の引き上げをすることなく、被保険者の負担軽減を図ってきたところでございます。このような状況の中、子どもの均等割の負担軽減を実施した場合、新たな財源が必要となってまいります。一般会計からの法定外繰り入れは、今後解消させていくため、さらなる繰り入れの拡充は難しいものと考えているところでございます。

このことから、子どもの均等割の負担軽減につきましては、国や県などの動向を注視しながら、現行制度で行ってまいりたいと存じます。

次に、2点目の資産割の廃止についてのご質問にお答えいたします。

本市の賦課方式は4方式を採用し、被保険者の急激な税負担の変更がないように、基金や一般会計からの繰り入れにより国民健康保険事業の安定運営に努めてきたところでございます。しかし、県内におきましては、44市町村のうち24市町村で資産割を算定しない3方式を採用している状況や、さらには、平成30年度からの県単位化による納付金方式において、県から示された標準保険料率が2方式で算定されている状況を踏まえ、賦課方式のあり方についてはこれまでも意識をしてきたところでございます。

このような状況の中、賦課方式につきましては、市長の施政方針にもございましたように、今後におきましては、国民健康保険制度の健全な財政運営のための財源の確保とあわせ、一般会計からの法定外繰り入れの解消や基金の保有状況、さらには県の運営方針を見据えた中で保険税の税率改正も含めた検討を行っていく必要があるものと考えております。

○成井小太郎議長 教育長。

〔石川八千代教育長 登壇〕

○石川八千代教育長 子どもの口腔の健康改善について、1点目の学校歯科検診後の未処置と口腔崩壊の実態についてのご質問にお答えいたします。

学校における歯科検診は、学校保健安全施行規則にのっとり、毎年6月30日までに各学校で実施しております。検診の結果については、すべての児童生徒の保護者に通知し、治療の必要な場合には勧告を行っております。また、治療の完了については、保護者より文書を学校に提出してもらうことで確認しております。

本市の小中学校におけるう歯、いわゆる虫歯の治療が済んでいない児童生徒について、平成29年度、平成30年度において、本市と全国との割合を比較してみると、平成29年度は、本市の小学生が11%、中学生が6%、全国では小学生が23%、中学生が16.2%。平成30年度は、本市の小学生が11.7%、中学生が8.3%。全国では小学生が22.2%、中学生が15%となっており、小学生、中学生とも、本市は全国と比較して、未処置の割合が低くなっております。

ちなみに、市内の小中学校には今年度、すべてのう歯の治療の完了している学校もございます。これは、各学校において治療の重要性を文書や保護者との面談を通して継続的に啓発、指導してきた成果であると考えております。

一方、日本歯科衛生士会が口腔崩壊と呼んでいる虫歯が10本以上ある児童生徒の人数は、本市では、今年度、小学校で全体の児童数約1,800人に対し10人、中学校では全生徒約1,000人に対し6人おります。これらの児童生徒の保護者に対しましては、特に治療の重要性を理解してもらい、早期に治療を行い、改善につなげられるように、学校からの関係保護者への指導に対し、助言をしてまいりたいと考えております。

続きまして、2つ目の質問、口腔の健康改善についてお答えいたします。

子どもの口腔の健康は、乳児期からの歯磨きになれることが重要であることから、2歳児歯科検診、3歳児健診等で保護者への指導を行っております。また、学童期には正しい歯磨き習慣を身に付け、継続して行うことが虫歯治療につながり、近年、若年化している歯周病の発症予防にもなると言われております。

これまで、本市の小中学校においては、給食後に歯磨きタイムを設け、歯磨きの習慣化を図っております。また、学級活動や集会活動の中で、養護教諭や担任による正しい歯磨きについて指導を行ってきているところです。

さらに、保護者に対する口腔の健康についての啓発として、保健だよりや2者面談等の機会を通して家庭での歯磨き習慣を意識づけるとともに、虫歯のある児童生徒には受診し、早目の治療を勧めるなどに努めているところです。

市教育委員会としましては、各学校における虫歯の実態等を十分に把握するとともに、口腔の健康に関する保健指導の充実や学校歯科医や関係機関との連携がさらに推進できるよう、今後も継続して指導してまいりたいと考えております。

続きまして、教員の1年単位の变形労働時間制についてのご質問にお答えいたします。

まず初めに、本市の教員の勤務と時間外勤務の実態についてお答えします。

本市小中学校の教員の勤務実態としましては、教員は朝、児童生徒の登校時に立哨指導を行い、その後、教室での受け入れ、朝の会、健康観察等を行っております。授業を終えた放課後には、小学校の教員は、主に翌日の授業の準備やノートやプリント指導などの処理を行っております。

一方、中学校の教員は、部活動や生徒会活動等の指導をし、生徒が下校した後、学年会などの会議を持たなければならない、小学校と比べ、時間外の勤務が多くなっているところです。

このような中、本市においては平成30年6月からタイムレコーダーソフトを導入し、教職員の勤務時間の実態把握に努めております。

平成30年度と令和元年度における6月から1月にかけての同時期の教職員の時間外勤務の状況を比較いたしますと、まず、小学校では、平成30年度の1人当たり月平均43時間41分の時間外勤務に対し、令和元年度は42時間02分となっており、1時間39分の縮減となっております。同じく中学校におきましては、平成30年度は1人当たり月平均67時間59分の時間外勤務に対し、令和元年度は61時間07分となっており、6時間52分縮減となっているところです。

このことについては、各学校において校長のリーダーシップのもと、教職員における働き方改革の取り組みが進められ、教職員一人ひとりの意識改革が図られてきていることがうかがえます。

次に、変形労働時間の導入についての見解についてお答えします。

この制度は、議員ご説明にありましたように、労働時間を年単位で調整できる働き方の仕組みであり、学年初めや学年末の忙しい時期、いわゆる繁忙期の労働時間を増やし、夏休みなど、児童生徒の長期休業期間、いわゆる閑散期の労働時間を減らすことで労働時間を調整する働き方というものでございます。これにより、繁忙期や閑散期に合わせた労働時間を調整することが可能となり、繁忙期も閑散期も一律に1日何時間という働き方ではなく、年を単位として、トータルで何時間という働き方をすることが可能になる制度でございます。

制度導入の背景には、学校における働き方改革の視点に立ち、教職員の勤務時間にメリハリをつけ、教職員の健康と福祉の確保を図ることにより、子どもたちに対する効果的な教育活動に資することにあります。

本市において、現在、教職員の働き方改革に係る取り組みとしましては、先ほど述べました出勤時刻を記録することにより、時間外勤務を客観的に把握できるタイムレコーダーソフトの活用、また、昨年度から取り組んでおります学校閉庁日の設定、そして、今後進めていく、公務の効率化を図るための、統合型校務支援システムソフトの導入などがございます。

これらを中心に、学校の働き方改革に視点を置いた業務改善に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

加えて、変形労働時間の導入につきましては、現在、本市で進めている働き方改革に係る業務改善の取り組みにおける成果と課題を踏まえ、さらに、各学校の校長等の意見を聞くとともに、他市町村の動向等も把握しながら、今後、十分に研究してまいりたいと考えております。

○成井小太郎議長 宇野議員。

〔18番 宇野隆子議員 質問者席へ〕

○18番（宇野隆子議員） 私の質問項目にもよりますけれども、それぞれ担当課からご丁寧なご答弁をいただきましたので、残す時間がもう8分ぐらいとなってしまいました。

そこで、東海第2原発再稼働問題についてですけれども、日本原電が再稼働するという表明を

してから、ますます日本原電ペースに乗って、今、事が進められているのではないかという気がいたします。

1年ぶりに開かれた2月18日の首長懇談会ですけれども、先ほど非公開なので、その中での話は、お話できないということでもありますけれども、今の日本原電がどんどん再稼働に向けて進めておりますので、市民の方々は大変不安を持ち、心配しているわけです。そういう意味では、やはり市長からこういう話があったと、市長自らご発言されたこと、あるいは考え、こういうことをやはり市民に示していくということ、私はそういう責任もあると思いますし、市長と、そしてまた市民との信頼関係も深まっていくのではないかと考えております。

日本原電は、使用前検査の申請前の説明機会を首長側で求めたということでもありますけれども、日本原電側からは、このことについてはどのような回答があったのか伺いたいと思います。

**○成井小太郎議長** 答弁を願います。市長。

**○大久保太一市長** 先ほども申し上げましたとおり、安全対策工事後の状況についての説明がございました。これは、日本原電の工事の進捗状況が計画したよりも思うようでないということで、後れているという説明でありました。

なお、冒頭申し上げましたように、この安全工事につきましては、あの施設の中に燃料棒がある限りはきちっとした安全対策をすることは、もう最低限必要でありまして、そのことにつきましては、再稼働とは関係なしに、安全工事を進めるということで、工事の当初の時点において、原電との意見確認がとれた上での実行、施行ということになっておりますので、状況を注視していきたいと思っております。

以上です。

**○成井小太郎議長** 宇野議員。

**○18番（宇野隆子議員）** 日本原電の言う安全対策工事ですけれども、私も先ほど1回目の質問で申し上げましたけれども、日本原電がもう再稼働はしないと、運転しないとということが決まれば、今、冷却されている燃料棒ですけれども、震災後9年、ずっと冷却されたままですから。ですから、今、14市町村、4市町村が一応広域避難計画作っておりますけれども、非常に実効性のある避難計画ができないと、そういう中で、もう動かさないんだということが決まれば、燃料棒に対する安全策、避難計画、これは、5キロ圏内、そして、対象人口が6万5,000人ということになりまして、これをまた廃炉にするということになって、冷却棒など、乾式キャスクで保存していくということになれば、全く避難計画は必要ないということになるわけですね。ですから、私は再稼働ということを視点に置いて、広域避難計画必要だとか、安全対策工事が必要だとか、そういうことではなくて、じゃあ、廃止する、運転しなければどうなんだと、そういう視点からも十分考えていただきたいと思うんです。

一度大きな事故が起きれば、たとえ避難ができたとしても、もう自分の家に帰れない、職場に戻れない。そして、よく大久保市長も言ってますけれども、市民の安心安全、財産を守ると、こういう個人の、また社会の資産も失われてしまうわけです。ですから、やはり一番安全なのは、もう40年を過ぎた、被災もしている東海第2原発、これはもう絶対に再稼働はしないと、これ

が一番、住民の安全、そして、この常陸太田市に誰もが安心して住み続けられる、大きな原発のリスクを背負わないで、不安を持たないで住んでいけるということだと思いますけれども、この点について市長にお伺いいたします。

○成井小太郎議長 市長。

○大久保太一市長 再稼働につきましては、現時点でその判断をする時点ではないと思っておりますので、その時期が来ましたときに適切に判断をしてまいりたいと思います。

○18番（宇野隆子議員） これまでも。

○成井小太郎議長 宇野議員。

○18番（宇野隆子議員） 何度もそのようなご答弁伺っておるわけですが、その時期というのは、大久保市長はどのように見ているわけですか。その点について伺います。

○成井小太郎議長 市長。

○大久保太一市長 まだその時期には至っていないという状況だけです。

○成井小太郎議長 宇野議員。

○18番（宇野隆子議員） 2項目の災害復旧についてですけれども、これまでも市長が述べられておりますように、災害の復旧復興は最優先課題だということで、住宅につきましても、先ほど中小企業等々、また、農地についても丁寧にご答弁いただきまして、復旧が進んでるということではありますが、まだ元の暮らしに戻るといことは大変なことだと思いますので、引き続き支援制度の情報の提供、支援をしっかりと行っていただきたいと思います。

また、治水対策におきましては、プロジェクト5カ年計画できておりますけれども、これについて、これも確実に進めていただきたいと思います。

それから、5点目の教員の1年単位の変形労働時間制の問題ですけれども、これについては、まだやはり先生方もよく中身が知られていないというようなことも伺っておりますけれども、現場の先生方の声も伺いながら、やはり問題のある、導入に向けて、制度の、これについては、私はもう絶対導入はしないと、こういう立場を求めて。

○成井小太郎議長 終了1分前です。

○18番（宇野隆子議員） いきたいと思いますが、今後のこの問題についての進め方といいますか、どのように検討されていくのか伺いたいと思います。

○成井小太郎議長 教育長。

○石川八千代教育長 ただいまのご質問にお答えいたします。

ただいまの1年単位の変形労働時間制の導入ということにつきましては、まずは長期休業期間中におけるさまざまな大会、それから研修等の見直しを図っていかねばならないと思います。実際に中学校においては、幾ら閑散期といえど、そのところがあります。忙しい中でありまして、そのあたりの業務の中身を検討してまいりたいと考えておるところでございます。

○成井小太郎議長 持ち時間は終了いたしました。

○18番（宇野隆子議員） 以上で私の一般質問を終わります。